

協議第103号

平成16年6月10日確認

各種事務事業の取扱い（農林水産関係）について

各種事務事業の取扱い（農林水産関係）について別紙のとおり提出する。

平成16年6月10日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康 雄

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	調整の内容(案)	<p>1 生産調整関係</p> <p>(1)各市町村単位に地域水田農業推進協議会を設ける。</p> <p>(2)産地づくり交付金助成基準については、各々の推進協議会で決定する。</p> <p>(3)新市単独交付金については、16年度からの国の米政策改革に対応するための新たな制度を設けて17年度、18年度の2箇年とし、19年度以降については、国の動向を見ながら、新たな制度を制定する。</p> <p>(4)市単独交付金は、各地域の水田農業推進協議会へ交付する。</p> <p>2 農業集落排水事業</p> <p>(1)農業集落排水事業については、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2)建設に係る市町村負担割合及び受益者負担割合については、合併前からの継続事業(新規受益者含む)は、該当事業が終了するまでの間は合併後も現行の負担割合等を適用する方向で調整する。 なお、新市における新規事業の市町村負担割合及び受益者負担割合については、新市において調整する。</p> <p>(3)使用料については、基本料金2,000円、人数割300円(消費税は除く)に一元化する方向で調整する。 ただし、新市における農業集落排水事業が適切に運営できるよう、合併後3年程度を目途に料金改定等についての検討を行うものとする。</p> <p>3 農林業基盤整備事業(国、県、市町村)</p> <p>(1)合併前からの継続事業については、該当事業が終了するまでの間、合併後も現行の負担割合等を適用する方向で調整する。</p> <p>(2)合併後の新規事業については、受益者負担割合等、合併と同時に新たな制度で統一する方向で調整する。</p>
関係項目	農林水産関係		<p>4 間伐関係事業</p> <p>(1)国の補助事業については、現行のまま新市へ引き継ぐものとする。</p> <p>(2)県単独補助事業についても、現行のまま新市に引き継ぐものとする。 ただし、受益者負担率については、美杉村以外の地域は白山町の例により調整する。</p> <p>5 造林事業</p> <p>(1)新市においても美杉村の例により、広葉樹植栽に対する支援を行うものとする。</p> <p>6 漁港整備事業</p> <p>(1)漁港整備事業については、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2)県単事業については、合併後の受益者負担割合は以下の考え方を基本として調整する。 ア 漁港、漁場基本施設等、受益者が不特定、かつ、公共が行うべきと認められるものは、受益者負担を求めない。 イ 水産経営構造改善事業等、受益者が特定できるものについては受益者負担を求める。</p>

先進地事例

【伊賀地区市町村合併協議会】

農林関係事業

- ① 農業経営近代化資金、農業経営基盤強化資金については、新市発足時に制度を統一する。ただし、平成16年10月31日までの資金借り入れについては、旧市町村の制度による。
- ② 生産調整、生産調整関係補助金、栽培奨励補助金、農地利用調整、農業施設設備近代化支援、地域づくり景観整備事業、家畜保健衛生、優良素牛導入事業、その他林業振興事業については、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から制度を統一する。
- ③ 運営補助(大豆栽培奨励事業、特産品振興助成)については、新市発足後速やかに調整する。
- ④ 農業有害鳥獣対策事業、火入れ許可、林業有害鳥獣対策、水土保全森林緊急間伐実施事業等については、新市発足時に制度を統一する。
- ⑤ ラジコンヘリ直播支援事業については、新市発足時に上野市の例により調整する。
- ⑥ 営農相談員等の設置については、新市発足後調整する。
- ⑦ 農業関係施設、川上ダム関連事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ⑧ 農村整備事業負担割合(団体営事業、県営事業、県単事業、災害復旧事業、土地改良整備事業、農業関係市町村単独事業、林業関係市町村単独事業)については、新市発足時に制度を統一する。ただし、継続事業については現行のとおりとする。
- ⑨ 井堰・揚水・施設等維持管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、負担公平の原則に基づき新市全体の均衡を考慮し、新市において受益者との調整を図る。

【松阪地方合併協議会】

農林水産関係事業

- (1) 国・県補助事業及び継続事業 新市においても引き続き実施する。
- (2) 農林水産業団体の指導・育成 新市においても引き続き実施する。
- (3) 農道・林道等 現行のとおり新市に引き継ぎ、整備を推進する。
- (4) 農業集落排水事業 現行のとおり新市に引き継ぎ推進する。
- (5) 湛水防除施設の維持管理 新市に引き継ぎ調整する。

【志摩地域合併協議会】

農林水産関係事業の取扱い

- 1 農林水産業の振興に関する各種計画については、新市において新たに策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を引き継ぎ運用する。
- 2 各種農林水産関係事業については、次のとおり調整する。
 - (1) 現在、継続中の国・県補助事業については、新市においても引き続き実施する方向で調整するが、事業の実施に伴う負担割合については、合併後速やかに調整する。
 - (2) 町単独事業については、負担割合も含めて、合併後速やかに調整する。
 - 3 各種農林水産関係施設等については、現行どおり新市に引き継ぐが、維持管理方法及び災害復旧事業に伴う負担割合等については、新市において調整する。
 - 4 水田農業経営確立対策事業に伴う生産調整の実施方法については、合併後速やかに調整する。
 - 5 有害鳥獣駆除防止対策事業については、合併までに調整する。
 - 6 海外研修生受入対策事業(近海鯉漁業)については、現行どおり新市に引き継ぐ。